

飯能市郵便入札の実施に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札書の提出を郵送の方法により行う入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の対象)

第2条 郵便入札は、災害その他の事情により市長が必要と認める場合に行う。

(指名通知)

第3条 郵便入札を実施する場合において、飯能市契約規則（平成12年規則第1号）第6条第2項の規定による通知をするときは、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) この要領等の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(仕様書等の送付)

第4条 郵便入札に係る仕様書、図面、資料その他必要な書類は、前条に規定する通知（以下「通知」という。）に添付して、電子メール又は郵送の方法により送付ものとする。

(入札書等の郵送方法等)

第5条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書その他通知で指定する書類（以下「入札書等」という。）を、通知で指定する期限までに到達するよう一般書留又は簡易書留により郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては持参することができるものとする。

2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、内封筒に入札書等を封入し、封かんした上で、当該内封筒を外封筒に封入して郵送しなければならない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者が、郵便入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を郵送又は持参のいずれかの方法により提出しなければならない。

(費用負担)

第7条 郵便入札の参加に係る費用は、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札書等の保管等)

第8条 契約検査課長は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封して入札書等を封かんした内封筒を確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(開札)

第9条 郵便入札の開札に当たっては、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせ、行うものとする。

2 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち会う場合は、委任状を提出しなければならない。

3 開札は、入札参加者が1者である場合においても行うものとする。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 通知で指定する期限(第13条の規定により入札を延期した場合は、延期した時に定める期限)より後に到達した入札

(2) 入札書等必要とされた書類が同封されていない入札

(3) 入札の参加資格のない者がした入札

(4) 同一入札について、他人の代理を兼ね、又は2通以上の入札書を提出した者の入札

(5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札

(6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(9) その他入札に関する条件等に違反した入札

(入札回数)

第11条 郵便入札の入札回数は、2回までとする。

(くじによる落札者の決定)

第12条 開札の結果、落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札参加者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札を延期する場合等の措置)

第13条 市長は、郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により必要があると認めるときは、当該入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

2 契約検査課長は、郵便入札の開札を延期するときは、通知で指定する期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとする。

(入札結果の通知)

第14条 郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、決裁日（令和2年4月16日）から施行する。